

公共施設マネジメント推進事業全体の事業概要

都市整備部 施設マネジメント課

公共施設（建築物）包括管理業務委託の対象業務及び対象施設については、以下のとおりです。

1 対象業務

保守点検業務、清掃等業務、修繕等業務

保守点検業務	特定建築物定期点検、建築設備点検、消防設備等点検、昇降機保守点検、自家用電気工作物保守点検、空調・換気設備保守点検 等
清掃等業務	日常・定期清掃、植栽管理、害虫駆除 等
修繕等業務	建築物及び設備等の小規模な修繕・改修（130万円以下）

2 対象施設

173 施設

業務	対象施設	施設数
保守点検業務 清掃等業務 修繕等業務	市直営の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設（46 施設） ・地域児童育成会（11 施設） ・消防施設（10 施設） ・保育所（7 施設） ・サービスステーション・サービスセンター（5 施設） ・人権文化センター（3 施設） ・その他（17 施設） 	99
保守点検業務 （特定建築物定期点検、建築設備点検、消防設備等点検）	指定管理や貸付の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・集会施設（33 施設） ・高齢・障害者福祉施設（14 施設） ・スポーツ施設（7 施設） ・児童館・子ども館（5 施設） ・その他（15 施設） 	74